

## 平成 28 年度 第 2 回 猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 7 月 30 日 (土) 13 時 30 分から 14 時 00 分

2. 開催場所 猿払村役場 3 階 委員会室

3. 出席委員 (8 人)

会長	10番	小尾会長
委員	2番	木村委員
	3番	森 委員
	5番	大武委員
	6番	丹治委員
	7番	水野委員
	8番	円丁委員
	9番	港 委員

4. 欠席委員 (2 人)

1番	仲野委員
4番	宮尾委員

5. 議事日程

第 1 会期決定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 事務報告

第 4 報 告 農地の合意解約通知について

第 5 議案第 1 号 村に対して農地中間管理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請について

第 6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 浮中次長

農地係長 林係長

農地係 犬飼主事

佐藤主事補

## 7. 会議の概要

浮 中 次 長

みなさん、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、平成28年度第2回農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。開会にあたりまして、小尾会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひ致します。

小 尾 会 長

ただいまの出席委員数は8名です。定足数に達しておりますので、平成28年度第2回総会を開会致します。日程に入る前に一言ご挨拶を申し上げます。みなさん、それぞれお忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。また、土曜日ということで事務局のみなさんには、休みという中大変申し訳ございません。ただ、こちら側が悪い訳ではなくて、ギリギリになってから農協さんから色々な書類が届き、今月中に総会にかけておかなければならぬということで、今日の開会の運びとなりました。よろしくお願ひ致します。全般的なことを申しますと、天候がそれぞれ地区によって多少違いがあるということですけれども、大体1番草の収穫がほぼ終わったということです。内容としては、出だしの天候が悪く遅れたこともありますですが、まずまずの質だと聞いております。ただ、量的に不安があるというところがあるようあります。今後の2番草の収穫に期待をしているというような状態なんだろうと思っています。乳量については、管内で103パーセントに近い状況で伸びているようあります。家畜の事故についても、先般、共済組合の所長会議がありまして、その中で4月、5月は例年ない程低い水準でありますけれども、ここにきて死廃が増えだしてきています。特に、胎児子牛の死廃が管内でも、猿払村は非常に多いという数字になっていまして、もう少し時間をかけて原因を調べるということになっています。それと、牛の疾病に関しては、例の伝染性下痢症が散見されまして、これはほとんどが今まで売買して着手検査で見つかっているということでありましたが、先般、JAさんが中心になり、特に牧場に入っている牛については全頭血液検査をするというような取り決めをしたようあります。そんなことで、牛の移動も非常に多いということで、白血病や今言つた下痢症、その他に今年は沼川地区でヨーネ病の検査を始めているようあります。4月から始めて現在までに6頭ほどのヨーネ病がまた見つかっているということでありまして、伝染病が1回入ると、根絶は非常に難しいということで、今後そういうことにも気をつけていかなければならぬかなと思っています。農業委員会が直接ということではありませんけれども、そんなような状況であります。後ほど報告

の中にもあろうと思いますけれど、先月の21日に、今までの農業会議が、一般社団法人になったということで、そのことについての1回目の総会が開かれたということあります。中身については、これは大きくくりで言つたら怒られるんでしょうけど、看板を書きかえたというふうに思つても結構だと思います。やることはほとんど変わりません。今後も、今の政府の産業を、何々会や何々会議という中で、相変わらず農地の問題は議題に上がるようありますし、関連して、農業委員会だけでなく、農協や指定団体にも槍玉に挙がるようあります。その辺は、農協の団体が色々なことをやるんだろうと思っています。私ども農業委員会としては、与えられた仕事を肃々とやっていくということなんだろうと思っています。そんなことで、せっかくの休みに集まってもらいましたので、精力的に議論いただきまして、早い時間に終わらせたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。以上です。

日程第1、会期の決定について、会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

小尾会長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第36条の規定により、3番森哲也さん、5番大武和廣さんにお願いを致します。

続いて日程第3、事務報告を致します。

浮中次長

日程第3、事務報告をさせていただきます。期間につきましては、1回目の農業委員会総会が開催された5月30日から本日までの間にになります。まず、5月30日、10名の委員の出席のもと第1回目の農業委員会総会が開催されております。続きまして、6月8日、市町村農業委員会基礎研修会が札幌市で開催され、林係長が出席をしております。続きまして、6月21日、先ほど会長の挨拶でもありましたとおり、一般社団法人北海道農業会議第81回総会が札幌市で開催され、小尾会長が出席しております。続きまして、6月29日、平成28年度宗谷農村パートナー対策協議会第1回運営委員会が、事務局である中頓別町で開催され、浮中と犬飼主事が出席をしております。今年度の後継者の花嫁対策事業といたしましては、10月22日、1泊2日の日程で札幌市にて行われる予定となっております。続きまして、7月12日から7月13日、平成28年度市町村農業委員会新任事務局長研修会及び平成28年度市町村農業委員会事務局長研修会が

札幌市で開催され、小林局長が出席をしております。次に、7月21日から7月22日、農業者年金業務担当者地区別研修会が、旭川市で開催され、犬飼主事が出席をしております。内容につきましては、これまで同様、被保険者の資格等の管理や新旧農業者年金制度の仕組み、経営移譲年金の仕組みと事務の進め方などについて研修を受けております。事務報告としては以上でございます。

小尾会長

事務報告が終わりました。このことについてみなさんからのご質問、ご意見を受けます。

ないようですので次に進みます。

日程第4、報告、農地の合意解約通知について議題と致します。内容について事務局より説明を致します。

浮中次長

日程第4、報告、農地の合意解約通知について下記のとおり、使用貸借の合意解約通知の提出がありましたので、御報告致します。平成28年7月30日提出、猿払村農業委員会会長小尾淳一。内容につきましては、別添の附属資料の報告の中にありますとおり、7月25日付で使用貸借の合意解約通知の提出がありましたので、報告させていただきたいと思います。場所につきましては、3筆すべて知来別の地番となっております。面積につきましては3筆合計で6,983m<sup>2</sup>。譲渡人につきましては、知来別、○○○○さん。譲受人につきましては、浜鬼志別、○○○○さんとなっております。この件につきましては、浜猿防災事業に関係する申請と伺っております。以上です。

小尾会長

浜猿防災事業？

林係長

浜猿防災事業とは今国の方で進めている浜頓別猿払間の国道を浜から高い所に移動させる事業ですね。

小尾会長

ああ、そういう意味の浜猿か。

林係長

浜猿払ではなくて、国の事業名ですね。

森委員

国道に引っかかるということか。

林係長

ゆくゆく用地買収に向けていくのに、利用権が付いていると、買収に上手くいかないということで、○○○○さんに確認をしておいてくださいというふうに言われたんだと思います。

小尾会長 説明が終わりました。ただ今の件につきまして質疑をいただきます。これは、ゆくゆくは国道を浜から高いところへ上げていくっていう事業の前段の話だということで。  
他にございませんか。

委員一同 ありません。

小尾会長 以上、質疑がなければ審査を終了致します。

続いて、日程第5、議案第1号、村に対して農地中間管理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請についてを議題と致します。内容について、事務局より説明を致します。

浮中次長 日程第5、議案第1号、村に対して農地中間管理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請について。今回、農地の所有者から農業委員会にあっせんの申出があった農用地について、現時点において売買の調整は整わないが、将来優良担い手農家へ農地の集積を図るため農地中間管理機構による買入が必要であると認め、村に対し要請を行って宜しいか御審議願います。平成28年7月30日提出、猿払村農業委員会会長小尾淳一。買入協議を行う農業者につきましては、浅茅野台地、○○○○さんになります。附属資料の、議案第1号の見出し以降をご覧ください。位置につきましては、それぞれ色塗りで場所が示されております。また、所有権移転あっせん申出書につきましても、別紙のとおりとなっており、浅茅野台地334-10から7筆になっております。地積につきましては、全体で476,392m<sup>2</sup>となっております。併せてご覧いただき御審議の程よろしくお願ひ致します。また、色塗りがされていない残りの分につきましては、今後、個々に相対で整備すると聞いておりますので、隨時総会にて審議していただくこととなります。以上です。

小尾会長 説明が終わりました。みなさんからのご質問ご意見を受けます。

森委員 ○○○○さんの土地についてはまだ他にあってそれは相対で行うということで、今回農地保有合理化事業にかけたということは、借り手がないとかいうことなんですか。それとも農地保有合理化事業にかけると何かの事業で何かのメリットがあるんですか。

林係長 農地保有合理化事業にのつかる理由としましては、利用集積計画で土地を所有権移転すると譲渡所得が800万円の特別控除があるんですけども、公社の買入事業、合理化事業にのつかると1,500万

	円という特別控除があるということがメリットになります。
森 委 員	ということは、メインは800万円から1,500万円になるということが中心ということですかね。
林 係 長	そうだと思いますね。
木 村 委 員	色塗りしていない部分は一箇所なんだけど宅地に移転されちゃつてるからかい。それって合理化できないんじゃない。そういうことでしよう。
林 係 長	そうですね。図面の下の方に、2655-10っていうところとかもあるんですけど、これは航空写真がちょっと古いんですけど、ここが実際牛舎が建っている宅地になるんですよね。現況宅地の部分は公社では買い取りできないので、せめて現況畠の部分だけ今回買入を行うということで。
小 尾 会 長	よろしいですか。
森 委 員	はい、わかりました。
小 尾 会 長	他にございませんか。
委 員 一 同	はい。
小 尾 会 長	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第1号、村に対して農地中間管理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請については原案通り可決決定致します。 日程第6、その他。特にありません。
小 尾 会 長	以上をもちまして、本日の日程を全て終了致しましたが、委員の皆様方から何かございますか。ないようなので、これで第2回農業委員会総会を終了致します。本日は御苦労さまでした。

議長 小尾淳一

議事録署名委員 森也(森)

議事録署名委員 大武和彦(大)